

「国民健康保険・後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.9 健康診査の受診について

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、糖尿病などの生活習慣病の早期発見、重症化の予防を目的とし、皆さんの健康の保持増進と安心した生活を送ることができるよう、健康診査を実施しています。

皆さんの健康を維持していくためにも、日ごろからの健康管理に加えて、年に1回の健康診査を定期的に受診しましょう。

健康診査のながれ

基本的な健康診査のながれ



【① 受診案内の送付】

住民福祉課健康介護班から受診案内を送付します。（平成26年5月）

【② 健診を受診】

健診内容（実施期間・受診機関（場所））を確認して、健診を受けます。

健康診査を有効に受けるポイント

1 「1年に1回は健康診査を受ける」

病気の早期発見のため、定期的な健康診査を心がけましょう。

2 「再検査・精密検査の必要があれば必ず受ける」

病気が重症化する前に早期治療を行いましょ。

3 「自分の健診結果の内容を知っておく」

健診結果には必ず目を通して、自分の健康状態をしっかり把握しておきましょう。

健康相談を受けられます

住民福祉課健康介護班では、健康相談が行える窓口を開いています。健康相談なども活用して、心身の健康を維持しましょう。

ワンポイントQ&A

【Q】現在、生活習慣病などで医療機関に通院中です。健康診査を受けることができますか？

【A】既に医療機関で必要な検査を実施していると思われるますが、医師と相談していただき、受診を希望される場合は市区町村で実施している健康診査を受診することができます。

